

企画競争実施の公示

平成30年4月13日

近畿地方整備局長 池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 淀川水系水源地広報資料作成業務

(2) 業務内容

1) 水源地環境保全調査

淀川水系水源地の重要性を広報するため、以下の内容に関する基礎資料を収集し、整理を行うものとする。

①水源地環境保全調査（水源地の住民等を対象としたヒアリング調査：10回分）

②水源地広報用写真撮影（3回分撮影）

2) 検討会の運営・支援

淀川水系水源地の重要性に関する広報資料作成に際し、監督職員の指定する湖北圏域のモデル地域における行政、地元、有識者等からなる検討会（ワークショップ等）を組織し、ファシリテーターの進行により意見交換等を行い、その結果を取りまとめるものとする。検討会の開催数は、4回分を見込んでいる。

検討会およびファシリテーターの人選等については、監督職員と協議するものとする。

検討会で使用する資料については、上記1)および検討会での議論結果等を踏まえ、作成するものとする。

なお、検討会にかかる会場借り上げ費（マイク等の備品類も含む）が必要となった場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

3) 広報資料作成

上記1)～2)の結果を踏まえ、淀川水系水源地の重要性に関する広報資料を作成するものとする。

①広報資料作成

②モデル地域の水源地広報用地図の作成

地図データについては、受注者において準備するものとする。

(3) 履行期限 平成31年3月11日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提

供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定管理技術者に関する要件
下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：ファシリテーターによる一般住民も参加した意見交換の場の運営に関する業務
 - ・類似業務：一般住民も参加した意見交換の場の運営に関する業務
- (5) 業務実績に関する要件
下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：ファシリテーターによる一般住民も参加した意見交換の場の運営に関する業務
 - ・類似業務：一般住民も参加した意見交換の場の運営に関する業務
- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係
電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年4月13日から平成30年4月25日までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年4月25日16時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。ただし、持参による場合は、土曜日、日曜日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

0分に持参すること。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。